

令和元年度

八代市議会議会運営委員会記録

審査・調査案件

- 1. 12月定例会の運営について 1
 - 1. その他 9
-

令和元年11月20日（水曜日）

議会運営委員会会議録

令和元年11月20日 水曜日

午前10時02分開議

午前10時43分開議（実時間38分）

○本日の会議に付した案件

1. 12月定例会の運営について

- (1) 付議案件
- (2) 市長追加提出予定案件
- (3) 会期の決定
- (4) その他

1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	福嶋安德君
副委員長	橋本幸一君
委員	大倉裕一君
委員	金子昌平君
委員	亀田英雄君
委員	田方芳信君
委員	中村和美君
委員	増田一喜君
委員	村川清則君
委員	山本幸廣君
議長	上村哲三君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務企画部長	松村 浩君
財務部長	佐藤 圭太君
議会事務局長	宮田 径君
議会事務局次長	増田 智郁君

○記録担当書記 増田 智郁君
土田 英雄君

（午前10時02分 開会）

○委員長（福嶋安德君） それでは、議会運営委員会を開会いたします。

◎12月定例会の運営について

○委員長（福嶋安德君） まず、1、12月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）委員長報告11件について説明を求めます。

○議会事務局長（宮田 径君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局の宮田です。よろしくお願いいたします。

それでは、（イ）委員長報告11件につきまして報告をいたします。座って報告をさせていただきます。

当案件は平成30年度八代市一般会計及び特別会計歳入歳出決算11件でございます。

本件につきましては、さきの9月定例会で4常任委員会に付託審査されておりましたが、去る10月15日までに決算議案11件の審査が終了した旨、各委員会委員長から審査報告書が参っておりますので、この審査の経過並びに結果について、開会日に委員長報告の後、質疑、討論、採決が行われることとなります。

以上でございます。

○委員長（福嶋安德君） ただ今、説明が終わりましたが何か質疑等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安德君） 質疑ありません。

次に、（ロ）市長提出案件35件について説明を求めます。

○総務企画部長（松村 浩君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ

者あり）総務企画部の松村でございます。１２月の定例会、大変お世話になります。それでは座りまして説明させていただきます。

配付いたしております令和元年１２月定例会提出予定議案の一覧表をごらんいただきたいと思います。

今回の１２月定例会の開会日に提出を予定しております議案は予算議案８件、事件議案１２件、条例議案１５件でございます。

まず、予算議案８件につきまして、佐藤財務部長より説明いたします。

○財務部長（佐藤圭太君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の佐藤でございます。それでは着座にて説明させていただきます。

○委員長（福島安徳君） どうぞ。

○財務部長（佐藤圭太君） 予算議案の８件は、議案第９４号から議案第１０１号まででございます。議案第９４号は令和元年度一般会計の補正予算、議案第９５号から第９９号までは国民健康保険や介護保険など５件の特別会計の補正予算、議案第１００号は水道事業会計の補正予算、議案第１０１号は下水道事業会計の補正予算でございます。

まず、一般会計補正予算・第８号につきまして、補正額は７６４４万円でございます。その内訳は、オリンピック関連事業として約２８２０万円、梅雨前線による豪雨関連事業として４００万円、通常の補正対応分として約４４２０万円でございます。

まず、オリンピック関連事業の２８２０万円は、東京２０２０オリンピック聖火リレー開催事業として令和２年５月６日に本市において予定されておりますオリンピック聖火リレーの円滑な実施に向けリレー及びセレモニーの運営等に要する経費を補正するもので、リレー及びセレモニー等の準備・運営に係る経費の県実行委員会への負担金及び市独自の準備経費として周

知看板の製作やコース周辺にお住まいの方々への交通規制等の案内チラシ作成経費などがございます。

次に、梅雨前線による豪雨関連事業の４００万円は、公共土木施設災害復旧費でございます。これは本年７月の梅雨前線豪雨にて斜面が崩壊した泉地区の市道腰越平線において現在まで測量業務やボーリング、水位計、地盤侵食計などを設置し観測調査を続けておりますが、今回、斜面崩壊の原因確定に向け、調査した観測データの解析業務を行うための経費を補正するものでございます。

次に、通常の補正対応分、約４４２０万円の主なものは、地籍調査事業において今年度調査区域の東陽町、小浦地区の一部について測量業務の機材や労務単価の上昇に伴う事業費の増額で約７８０万円。土砂災害危険住宅移転促進事業において県が指定する土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方々の安全な区域への住宅移転を促進するための移転費用の一部補助で３００万円。市内一円土地改良整備事業として八代平野北部土地改良区が行う事業に関して定められた基準に基づき負担するもので、令和２年度実施予定の球磨川右岸６カ所、計１２００メートルの用水路改修に伴う実施設計一式及び郡築大碓排水機場の非常用発電機の消音機交換の２事業で約１３４０万円。要保護・準要保護就学支援事業では、文部科学省が定める２０１９年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等が増額改訂されたことに伴い、新入学児童生徒の保護者に対し支給します新入学用品の改訂差額分として約３３０万円のほか、人件費につきまして令和元年度人事院勧告に基づき職員等の給与改正等を行い所要の調整を行ったものなどがございます。

そのほか、指定管理施設の更新及び新年度に係る契約等に必要な債務負担行為の設定を行っております。また、地元や警察との協議、入札

不調や国の災害査定のおくれで不測の日数を要したことなどにより、11の事業で繰越明許費の設定を行っております。

次に、国民健康保険特別会計では、オンラインによる資格管理のさらなる効率化を図るため、システム改修に係る経費約320万円のほか、新年度に係る契約等に必要な債務負担行為の設定。介護保険特別会計では、国、県の平成30年度の介護給付費などの確定に伴う超過交付分の返還金約1億9970万円。浄化槽市町村整備推進事業では、人事異動に伴う一般職1名分の人件費の増額約94万円。下水道事業会計では、今年度に国の交付金事業を活用して実施しております中央ポンプ場改築工事について、入札残や仮設工事費の見直しにより1億200万円の費用の縮減が図られたため、国や県との協議の結果、縮減分を来年度に予定しておりました北部中央雨水調整池工事に充当し事業の進捗を進めることとしたため、事業費の組みかえを行っております。また、流域下水道建設事業において、現在、県営事業として行われております八代北部流域下水道建設事業におきまして、国からの交付金が増額内示となりましたことから、来年度に予定しておりました紫外線滅菌設備改築更新工事を前倒しして実施することとなったため、不足する建設事業負担金約1355万円を追加補正するもののほか、新年度に係る契約等に必要な債務負担行為の設定を行っております。なお、簡易水道事業、診療所の各特別会計及び水道事業につきましては、新年度に係る契約等に必要な債務負担行為の設定のみの補正予算でございます。

以上が12月定例会の開会日に提出予定の予算議案8件でございます。

財務部からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○総務企画部長（松村 浩君） 引き続き、事件議案12件、条例議案15件について御説明

いたします。

まず、事件議案12件でございますが、議案第102号から議案第108号までの7件はいずれも指定管理者の指定についてでございます、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第102号・八代市振興センターいずみについては、指定管理者となる団体を八代市商工会とし、指定期間を令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間としようというものでございます。

議案第103号は八代市立図書館について、指定管理者はTRCグループ共同企業体、指定期間は5年間です。

議案第104号はやつしろハーモニーホールについて、指定管理者は一般社団法人八代弘済会、指定期間は5年間です。

議案第105号は八代市働く婦人の家について、指定管理者は一般社団法人八代弘済会、指定期間は4年間です。

議案第106号は八代市広域交流地域振興施設、八代市松中信彦スポーツミュージアムについて、指定管理者は株式会社肥後豊中央市場、指定期間は5年間です。

議案第107号は八代市日奈久観光交流施設について、指定管理者は九州綜合サービス株式会社、指定期間は5年間です。

議案第108号は五家荘平家の里、緒方家、左座家、五家荘溪流キャンプ場、五家荘自然塾、梅の木轟公園管理施設について、指定管理者は一般社団法人五家荘地域プロジェクト、指定期間は5年間でございます。

次に、議案第109号・熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、熊本市市町村総合事務組合の合同処理する退職手当事務に係る地方公共団体に熊本県後期高齢者医療広域連合が加入することに伴う規約の一部変更について議会の議決

を求めるものです。

議案第 110 号・市道路線の廃止については、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございまして、折地環状線、四百町 2 号線及び 2 番割線について、熊本県が行う工事等に伴い路線を廃止するものです。

次の議案第 111 号・市道路線の認定については、道路法の規定により議会の議決を求めるもので、議案第 110 号で廃止しました路線に関して位置及び延長を変更するなどしまして改めて市道として認定をするものでございます。

議案第 112 号・財産の無償譲渡については、財産の無償譲渡に係る契約の締結について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございまして、八代市立白島ぎんが保育園の建物を社会福祉法人しらぬい会に無償譲渡しようというものでございます。

議案第 113 号・契約の締結については、八代民俗伝統芸能伝承館（仮称）展示物等制作業務について契約金額 1 億 6 5 4 万円で株式会社丹青社と契約を締結しようというものでございます。

続きまして、条例議案 15 件について御説明いたします。

議案第 114 号から議案第 117 号までの 4 議案はいずれも令和元年度の人事院勧告を受け改正するものでございます。

議案第 114 号・八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正については、市議会議員の期末手当の支給月数を 0.05 カ月分引き上げるものでございます。

議案第 115 号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、市長、副市長、教育長及び識見を有する者の中から選任された常勤の監査委員の期末手当の支給月数を 0.05 カ月分引き上げるものでございます。

議案第 116 号・八代市一般職の職員の給与に関する条例及び八代市一般職の任期付職員の

採用等に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給料月額を改訂し、及び、勤務手当の支給月数を 0.05 カ月分引き上げ、並びに、特定任期付職員の給料月額を改訂し、及び、期末手当の支給月数を 0.05 カ月分引き上げるものでございます。

議案第 117 号・八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、フルタイムの会計年度任用職員のうち、医療職給料表の適用を受ける看護師または准看護師の給料月額を改訂し、並びに、フルタイムの会計年度任用職員の期末手当の支給日及びパートタイムの会計年度任用職員の時間外勤務手当等に係る報酬の算定方法に係る規定を設けるものでございます。

次に、議案第 118 号・八代市公平委員会が喚問する証人の費用弁償に関する条例等の一部改正については、4 つの条例について、公務のために旅行した費用の用語を地方自治法での用語に合わせる改正を行うものでございます。

次に、議案第 119 号・八代市報酬及び費用弁償条例等の一部改正については、地方公務員法の一部改正に伴い、3 つの条例について所要の改正を行うものでございます。内容としましては、まず、八代市報酬及び費用弁償条例について、特別職の任用の厳格化に伴い非常勤特別職として任用することができなくなる職の削除を行うものでございます。次に、八代市職員等の旅費に関する条例について、パートタイムの会計年度任用職員における旅行等における費用弁償については、9 月定例会で議決をいただきました八代市会計年度任用職員の給与等に関する条例にその給付規定を設けているため、この条例の適用職員からパートタイムの会計年度任用職員を除外するものでございます。最後に、八代市公民館条例について、特別職の任用の厳格化に伴い、公民館長を非常勤（特別職）とすることができる旨の規定を削除するものでござ

います。

次に、議案第120号・八代市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員制度の導入及び臨時的任用職員の任用の厳格化に伴って改正しました規定の読みかえを行う条項の整理を行うものでございます。

次の議案第121号・八代市職員倫理条例の制定については、市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、豊かで安心な職場環境を醸成し、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的として、職員が順守すべき職員倫理の原則のほか、職員倫理審査会、倫理監督者等の体制整備に関する事項を定めるに当たり、所要の条例を制定するものでございます。

議案第122号・八代市消費生活センター条例の一部改正については、特別職の任用の厳格化に伴い、非常勤特別職として任用している消費生活相談員を会計年度任用職員として任用するに当たり、消費生活相談員の任用、処遇等に関する規定の整理を行うものでございます。

議案第123号・八代市道路占用料に関する条例の一部改正については、道路占用料の改訂を行うものでございまして、道路占用料の改訂時期は社会経済情勢の動向を考慮しながらおおそ5年ごとをめぐりに行うこととしておりまして、前回は平成27年4月1日に改訂を行っております。

次の議案第124号・八代市下水道条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を踏まえ、排水設備等に係る指定工事店の指定基準における成年被後見人等に係る欠格条項の見直し等を行うものでございます。

議案第125号・八代市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い引用する条項の整理を行う

ものでございまして、内容の変更はございません。

議案第126号・八代市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、八代市立白島ぎんが保育園の民間への移管に伴い、条例中の白島ぎんが保育園の名称及び位置の削除を行うものでございます。

議案第127号・八代市簡易水道事業の設置等に関する条例の制定については、簡易水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、地方公営企業としての同事業の設置及び経営の基本に関する事項を定めるに当たり、所要の条例を制定するものでございます。なお、この附則におきまして、八代市簡易水道事業特別会計の廃止に伴う八代市特別会計条例の一部改正等を行うことといたしております。

議案第128号・八代市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、地方自治法の一部改正に伴い引用する条項の整理を行うものでございまして、内容の変更はございません。

以上が12月定例会の開会日に提出予定の議案35件でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福嶋安徳君） ただいま説明が終わりましたが、何か質疑等はございませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福嶋安徳君） 次に、（ハ）先議案件はありませんか。

○総務企画部長（松村 浩君） 今回はございません。

○委員長（福嶋安徳君） 次に、（ニ）請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長（宮田 径君） それでは、（ニ）請願・陳情について御説明申し上げます。

現在まで受理いたしました請願・陳情はござ

いません。

なお、委員会への参考送付分といたしまして、お手元のレジュメに記載しておりますとおり、市外から郵送等による要望2件がございます。つきましては、関係委員会へ参考送付させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福島安徳君） 説明が終わりましたが、何か質疑等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

次に、（2）市長追加提出予定案件7件について説明を求めます。

○総務企画部長（松村 浩君） それでは、追加提出予定の議案でございますが、閉会日に人事議案7件を予定いたしております。

議案第129号から135号の人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員のうち7人の方が令和2年3月31日に任期満了となりますことから、法務大臣に委員候補者を推薦することについて人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上が追加予定の議案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） 説明が終わりましたが、質疑等はありませんか。

○委員（中村和美君） 人権擁護委員7名、大体何人、人権擁護委員さんおんなつとですか。

○総務企画部長（松村 浩君） 現在、八代市には21名の方がいらっしゃいます。

○委員（中村和美君） なら3分の1が今回。（総務企画部長松村浩君「今回は3分の1です」と呼ぶ）今回は3分の1ですね。わかりました。

いや、人数によっては7名ちゅうのは大きなと思って。流れの中で7名かわるということは大変なことになると思いましたけど、まあ、

21人の中で7名ということですから。わかりました。

○委員長（福島安徳君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

次に、（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務企画部長（松村 浩君） 招集日についてでございますが、12月2日月曜日午前10時からお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長（福島安徳君） 今、提案していただきました。

会期について協議いたします。

会期日程につきましてはいかがいたしましょうか。

○委員（大倉裕一君） 委員長腹案でお願いします。

○委員長（福島安徳君） 委員長提案でよかですか。腹案で。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） それでは、委員長案を事務局に配付いたさせます。

（書記、資料配付）

○委員長（福島安徳君） それでは、念のため事務局より説明いたさせます。

○議会事務局次長（増田智郁君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり） それでは、ただいま委員長腹案のほうをお手元のほうにお配りさせていただきました。お配りさせていただきました表に基づきまして御説明させていただきます。

まず、招集日でございますが、先ほど御決定いただきました12月2日月曜日10時が開会という形になります。翌3日火曜日が質疑・一般質問の締め切り、10時まででございます。

ましようということで前回の議運では申し合わせをしたと思います。だから、その原因は何かといえば短縮だったんですよ。

○委員長（福島安徳君） 短縮ですね。

○委員（山本幸廣君） 短縮をしようということだったんですけどね。

○委員長（福島安徳君） そうでした。

○委員（山本幸廣君） 今回についても19日でしょ。会期。

○委員長（福島安徳君） はい。

○委員（山本幸廣君） だから、なるべくなら会期を縮めましようということの中でそういう予備費が削除されたというような経緯があるわけですので、今、亀田委員が言われたように、あとは内容についてですよ。4日間でもしも20人来たときにはどうするとか、そこらあたりについては調整はやっぱしておかないかんだろうと思うんですよ。その都度やっぱり検討するようにせないかとじゃなかったですか。それでよろしいですか。どうですか。（委員亀田英雄君「はい。わかりました」と呼ぶ）執行部にお伺いしたいんですが、今回は招集日が12月の2日という提案されたんですけども、私も記憶の中では大体12月定例会というのは11月の末ぐらいに開会をずっとやってきた記憶があります。それを2日にした理由って何ですか。12月に入ってる、12月2日って招集日を提案されたんですけど。

○総務企画部長（松村 浩君） ただいま山本委員おっしゃいましたように、確かに12月定例会につきましては11月末の開会が多かったというように私も認識をしております。

一般的には12月には人事院勧告等での給与改定等がありまして、基本的には上がる場合というのは別に12月の1日が一応支給日が基準日なんですけども、それ以降でも構わないんですけども、もし下げるような場合には1日よりも以前に議決をしておく必要があるというよう

なことで、そういった関連もありまして、一般的にはもう11月の最終の週に開会をするというのを定例でやっておりましたけれども、最近の動向からしますと、下がるというよりもどちらかといいますと今ちょっと上がり傾向だということで、後からの議決でも支障はないというところがございまして、できましたら12月定例会ということですので、会期も皆様方の御協力によりまして短くもなってきたということもありますので、12月から開会しましても十二分に終わることができるというふうに考えたもんですから、今回は12月2日からということの開会に（聴取不能）ところでございます。

○委員（山本幸廣君） そこで要は28日がもうはっきり言ってから御用納めという、一つの仕事納めになるわけですね。なぜ11月に大体定例のように12月いっぱい開会しておったかというのは、もうそこらあたりの時間帯ですので執行部にですね、執行部が提案するわけですから執行部が余裕があつてですね、今回、12月に提案されたと。いろんな理由があつて提案されたなら、私はそれはもう了としますよ。今までの中でですね。じゃあ、20日でしょ。金曜日。22日は休みですよ。28日は御用納めなんです。仕事納め。よその自治体でもほとんど11月でするんですよ。じゃあ、私たちは、処理的なもんは何も少ないけんいいんですけども、執行部のことを考えればもう少し早くしたほうがいいんじゃないかなというふうな私の考えですよ。そういうことです。理由はわかりましたから。

○委員長（福島安徳君） よろしゅうございますか。（委員山本幸廣君「よかです」と呼ぶ）それでは、先ほどから提案されておりました一般質問の予備日についての対応ということで、まだ決定してないと思うんですが。（「前回決定したでしょ」「前に」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 決定しましたか。

（「うん、したした」「ここで、今の提案で、
まま」「ちょっと小会」と呼ぶ者あり）
小会します。

（午前１０時３５分 小会）

（午前１０時３６分 本会）

○委員長（福島安徳君） それでは本会に戻します。

今、説明があったそういう中に、ただいまの案について何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） それでは、ないようです。

それでは、お諮りいたします。

１２月定例会の会期は１２月２日から１２月２０日までの１９日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） 異議なしと認め、そのように決しました。

執行部は退席ください。

（執行部 退席）

○委員長（福島安徳君） それでは、次に（４）その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○委員長（福島安徳君） ないようです。

それでは、次に２、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） なければ、私のほうから１点ございます。

議会運営委員会で年１回開催しております管外行政視察の開催について協議を行いたいと思います。

まずは実施についてはいかがいたしましょうか。

一応小会いたします。

（午前１０時３８分 小会）

（午前１０時４０分 本会）

○委員長（福島安徳君） それでは本会に戻します。

管外行政視察実施の件については、日程調整がうまくいきません。もう詰まっておりますので、厳しい状況になっておりますので、まずは中止にしたいというふうに思いますが、いかがいたしましょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今回の管外の調査については、議会運営委員会というこの組織の中ではですね、大体はそのはっきり言って行政管外視察というのはですね、これはやらないかんとです。でも、こういうふうな日程が調整できなかったという特別な理由ということですね、御理解していただかなければですね、そらあ、議会の品位が落ちつです。私から言わせれば。だから、それについてはですね、事前にやっぱし執行部あたりと議運の委員長がですよ、しっかり調整をしてですよ、議会運営委員会の管外視察というのはこれは実施するように、今後はひとつ注意しながらですね、予定を組んでください。

○委員長（福島安徳君） はい。

○委員（山本幸廣君） いいですね。

○委員長（福島安徳君） はい。

○副委員長（橋本幸一君） これまでは従来どおり、もう、年度末の視察ということを入れよったもんだから、その辺についてはもうちょっと見直す必要もあるかもしれんと思うとですよ。全部ここに入ってしまうと必ず無理が来るわけだし、ほかの時期に行うとか、その辺の検討しても。必要かもしれんですね。

○委員長（福島安徳君） 両方の御意見いただきました。山本委員の指摘のとおり、委員長と

していろいろと調整ができなかった旨、おわび申し上げます。（「優先たい」と呼ぶ者あり）
今後、そういった形を含めて、努力してまいりたいと思います。

それと、橋本委員からの提案もありましたように、厳しい日程調整が続いておりますので、そのところをもう少しお互い協議をして見直しができればそういった方向性も考えていただきたいというふうに思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） それでは、ほかにご
ざいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（福島安徳君） ないようです。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。

（午前１０時４３分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和元年１１月２０日

議会運営委員会

委員長